市民税・府民税の申告が必要かどうかのフローチャート　※一般的な事例です。

前年中に収入がありましたか。
※遺族年金、障害年金、失業手当等は収入に含まれません。

いいえ → 市民税・府民税の申告は不要です。
※住民税決定証明書（課税・非課税・所得証明書）の交付には申告が必要です。
※国民健康保険料、保育料の算定や就学援助等の手続きのために申告が必要な場合があります。

はい ↓

税務署へ所得税の確定申告をしますか。

はい → 市民税・府民税の申告は不要です。
※所得税の確定申告を提出すると、市民税・府民税の申告をしたものとみなされます。

いいえ ↓

給与所得者の場合

給与所得以外に他の所得がありますか。

いいえ → 市民税・府民税の申告は不要です。

はい ↓

その他の所得は２０万円以下ですか。

はい → **市民税・府民税の申告が必要です。**

いいえ ↓

税務署へ所得税の確定申告をする必要があります。
※所得税の確定申告を提出すると、市民税・府民税の申告をしたものとみなされますので、市民税・府民税の申告は不要です。

給与所得者以外の場合

公的年金を受給している方
（遺族年金、障害年金を除く）

↓

公的年金収入金額が４００万円以下、かつ他の所得金額が２０万円以下ですか。

はい ↓

①年金から天引きされている社会保険料のほかに支払った保険料（国民健康保険料等）がある。
②年金の源泉徴収票に記載された扶養控除、障害者控除、寡婦（ひとり親）控除に変更がある。
③生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金等控除額を追加したい。
上記①～③にあてはまるものがありますか。

はい ↓

所得税の源泉徴収税額が０円ですか。

はい → **市民税・府民税の申告が必要です。**

いいえ → 所得税の還付を受けられる場合は、税務署で確定申告をしてください。
※所得税の確定申告を提出すると、市民税・府民税の申告をしたものとみなされますので、市民税・府民税の申告は不要です。

いいえ → **市民税・府民税の申告が必要です。**

摂津市 市民税課 市民税係 06-6383-1111(内線2256～2259)